

「廃棄物学会」誌等の電子公開について

(2009年7月10日)

一般社団法人廃棄物資源循環学会は、「廃棄物資源循環学会論文誌」の電子化を進めており、科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)にて、登載がはじまっています。下記のURLよりご覧いただけます。

【日本語】<http://www.jstage.jst.go.jp/browse/jjsmcwm/-char/ja>

【英語】<http://www.jstage.jst.go.jp/browse/jjsmcwm>

さらに独立行政法人科学技術振興機構(JST)の支援を受け、「廃棄物学会誌」を創刊号から遡って、電子化し公開する電子アーカイブを計画しております。また、先にお知らせしておりました「廃棄物学会論文誌」においても、同様に創刊号から電子アーカイブ化することとなりました。これらによって、掲載記事や論文の研究成果が社会に広く普及し、また後世の研究にも寄与・貢献することになると考えております。

本会の著作権規程では、1990年7月に発行された「廃棄物学会誌」第1巻第1号の記事要綱に「掲載された論文・記事等の著作物の著作権は、学会に帰属する」ことが定められています。

つきましては、この会告によって公開についてのご承認をお願い申し上げる次第です。なお、万が一、論文・記事を公開することへの異議申し立てがございましたら、2009(平成21)年7月31日まで(必着)に、その旨を廃棄物資源循環学会編集事務局宛にご連絡ください。お申し出のなかった論文につきましては、ご承認いただいたものとして電子アーカイブの作業を進めさせていただきます。

なお、今回の著作権についての告知は、電子公開することが目的であり、著者が研究・教育・普及等の非営利目的のために、これらに掲載された論文等を複写・引用・転載することは、これまでと同様にできることを申し添えます。

連絡先：〒606-8317
京都市左京区吉田本町 27-4 サンミシェル吉田 203

一般社団法人 廃棄物資源循環学会 編集委員会事務局
TEL(075)752-2554, FAX(075)752-7994
E-mail:edit[a]jsmcwm.or.jp([a]を@に直してご利用ください。)

(参考資料) 著作権に含まれる権利の種類

論文の電子化やそのデータを保存することは複製に、電子化した論文を Web 上で不特定多数の利用者へ公開することは公衆送信にあたります。

著作権法第 21 条～第 28 条

複製権：著作物を複製する権利（第 21 条）

上演権及び演奏権：著作物を公に上演し、演奏する権利（第 22 条）

上映権：著作物を公に上映する権利（第 22 条の 2）

公衆送信権等：著作物を公衆に送信する（あるいは送信可能な状態にする）権利（第 23 条）

口述権：著作物を公に口述する権利（第 24 条）

展示権：著作物を公に展示する権利（第 25 条）

頒布権：映画の著作物を頒布する権利（第 26 条）

譲渡権：著作物やその複製物を公衆に譲渡する権利（第 26 条の 2）

貸与権：著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利（第 26 条の 3）

翻訳権・翻案権等：著作物を翻訳、翻案（編曲等）する権利（第 27 条）

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利：二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同様の権利を原著作者が有する権利（第 28 条）

以上